

豊橋市電子入札実施要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、豊橋市契約規則（昭和 39 年規則第 11 号）に定めるもののほか豊橋市が電子入札システムを使用した入札を実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この要領で使用する用語は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 電子入札システム
豊橋市が行う入札（随意契約を含む。以下同じ。）に関する事務を電子情報処理組織によって処理する情報処理システム
- (2) 電子入札案件
次条の規定により、電子入札システムにより処理することとされた契約案件
- (3) 電子入札書
入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録
- (4) 紙入札
電子入札システムを利用しないで書面により行う入札手続
- (5) ICカード
電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者（以下「特定認証局」という。）が発行する電子的な証明書を格納しているカードのうち、電子入札コアシステムに対応しているカード

(電子入札案件)

第 3 条 電子入札システムにより処理する契約案件は、豊橋市建設工事審査会又は審査会部会において決定する。

(入札手続を行うための条件)

第 4 条 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、特定認証局が発行した IC カードを取得し、あいち電子調達共同システム（CALS/EC）に登録しなければならない。

- 2 特定共同企業体は、代表構成員を除く全ての構成員は代表構成員への委任状を提出し、単独企業用として利用者登録された代表構成員の代表者名義の IC カードで、特定共同企業体名により入札に参加するものとする。

(入札手続)

第 5 条 入札に参加しようとする者及び入札参加者（以下「入札参加者等」という。）は、電子入札システムにより入札手続を行わなければならない。

- 2 入札参加者等は、あいち電子調達共同システム（CALS/E C）利用規約を遵守しなければならない。

(工事費内訳書等)

第 6 条 工事費等内訳書の提出が必要な案件では、原則として指定する様式で電子入札システムの添付機能を利用して、電子ファイルにより電子入札書提出時に添付するものとする。ただし、紙入札を認められた場合においては、入札書（様式 1）と共に書面による工事費等内訳書を提出するものとする。

- 2 加算点申告書の提出が必要な案件では、原則として指定する様式で電子入札システムの添付機能を利用して、電子ファイルにより入札参加申込書提出時に添付するものとする。ただし、紙入札を認められた場合においては、公告で定めた入札参加申込書の提出期限までに加算点申告書を提出するものとする。

(紙入札)

第 7 条 市長は、次に掲げる場合は、電子入札案件を紙入札に切替えることができる。ただし、第 1 号に掲げる場合にあつては、障害の回復まで処理する手続を延期すること等ができないときに限る。

- (1) 電子入札システムに障害が発生した場合
- (2) 前号のほか電子入札を実施することが困難と認められる場合

(紙入札への切替手続)

第 8 条 前条により電子入札案件を紙入札に切替える場合は、市長は全ての入札参加者に対し、電話等の確実な方法で以下の点を速やかに連絡するとともに、文書により通知するものとする（様式 2）。

- (1) 入札方法を紙入札に変更したこと
- (2) 既に送信された電子入札書その他の電磁的記録はすべて無効とすること
- (3) 既に電子入札書その他の電磁的記録を送信した者は改めて書面により入札書その他の書類を提出しなければならないこと
- (4) 紙入札に係る入札方法その他必要事項

(紙入札の承認)

第 9 条 入札参加者等は、やむを得ない事由により電子入札システムを利用することができない場合は、直近の入札手続の締切に間に合うよう市長に申請し（様式 3）、承認

を得て紙入札に切り替えることができる。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、承認の可否を当該入札参加者等に通知するものとする（様式4）。
- 3 入札参加者等は、承認の通知を受けたときは、その後の入札参加者等による入札手続をすべて紙入札により行わなければならない。

（欧州連合等の供給者の特例）

第9条の2 前3条の規定にかかわらず、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第2条第2号に規定する欧州連合等の供給者は、紙入札を行うことができる。

（入札締切日時及び開札日時の設定）

第10条 電子入札案件における入札手続についての締切日時（以下「入札締切日時」という。）は、電子入札システムのサーバーの稼動時間内に設定する。

- 2 市長が入札締切日時を指定したときは、当該締切日時は、入札参加者等が送信した入札手続に必要な電磁的記録が電子入札システムの電子情報処理組織に到達すべき時刻とする。
- 3 入札参加者の送信した電子入札書が入札締切日時までに電子入札システムの電子情報処理組織に到達しなかった場合（紙入札にあつては、入札書提出期限までに入札書が提出されなかった場合）は、当該入札参加者は不参加とする。
- 4 電子入札案件における開札日時は、原則として入札締切日時の翌日とする。
- 5 その他、電子入札案件に係る日時の設定にあたっては、入札参加者等に電子入札システム等により通知する。

（ウイルス感染ファイルの取扱い）

第11条 市長は、電子ファイルにより資料提出を求めた場合において、入札参加者等から提出された資料にウイルス感染が判明した場合、直ちに閲覧等を中止し、ウイルス感染している旨を当該入札参加者等に連絡し、再提出の方法を協議するものとする。

- 2 電子ファイルによる再提出は、入札参加者が完全なウイルス駆除が行えると判断した場合に限り許可する。

（資格確認及び指名通知）

第12条 入札参加者等の資格の確認又は指名の通知は、電子入札システムによる。ただし、あらかじめ紙入札による参加が認められている者に通知する場合は、郵便等により通知する。

(入札辞退)

第 13 条 入札参加者が入札を辞退するときは、入札締切日時前までに、辞退届の送信を行うものとする。ただし、紙入札を認められた場合においては、書面による辞退届を契約検査課まで直接持参するか郵便等で送付するものとする。

(くじ番号)

第 14 条 入札参加者は、電子入札書の入力に際し、くじ引きに使用する数字（以下「くじ番号」という。）を入力しなければならない。くじ番号は、任意の 3 桁の数字とする。

2 紙入札による参加が認められている者が、紙入札を行うときは、くじ番号を記載した入札書を封書にし、契約検査課に持参して提出しなければならない。

(開札)

第 15 条 開札はあらかじめ指定した日時及び場所において、電子入札システムにより行う。

2 希望する入札参加者は開札に立ち会うことができるものとする。

3 入札事務を行う職員は、紙入札を行う入札参加者がいるときは、当該入札参加者が提出した入札書を開封し、受付番号の小さい順に入札金額、くじ番号を電子入札システムに登録する。

ただし、入札書のくじ番号が未記入、不明な箇所は、「0」を、くじ番号として判断できない場合は「000」を電子入札システムに登録する。

4 入札事務を行う職員は、開札予定時間を著しく超過した場合は、入札結果の通知の予定時間等を電子入札システム等により入札参加者に連絡するものとする。

(くじ引き)

第 16 条 市長は、開札の結果、落札者となるべき同値の入札をした者が 2 人以上あった場合は、電子入札システムにおける電子くじによって落札者を決定するものとする。

ただし、電子くじ機能に障害が発生した場合は、落札決定を保留し、別途、紙入札方式と同様の方法にて、くじを実施するものとする。

(予定価格を公表しない案件の再度入札)

第 17 条 再度入札は、電子入札システムにより行う。

2 再度入札を実施する場合は、当該案件の入札参加者に対して、電子入札システムにより再度入札の通知を速やかに行う。

3 再度入札は、特に必要と認められる場合を除き 2 回を限度として打ち切る。打ち切った場合の通知は、電子入札システムにより行う。

(入札結果の開示等)

第 18 条 落札者に対する入札結果の通知及び入札参加者に対する入札結果の開示は、電子入札システムにより行う。

(随意契約)

第 19 条 前条までの規定は、電子入札システムを使用して随意契約を行う場合に準用する。

(その他)

第 20 条 この要領に定めるもののほか必要な事項については、市長が定める。

附 則

この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 20 年 3 月 17 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の際現に提出されている改正前の規定に基づいて提出されている様式(次項において「旧様式」という。)は、改正後の規定による様式とみなす。
- 3 この要領の施行の際現にある旧様式については、当分の間、所要事項を調整して使用することができる。

様式1

入 札 書

年 月 日

豊橋市長

様

入札者
住 所

氏 名

[法人の場合は名称及び代表者名]

豊橋市契約規則に基づき、下記のとおり入札します。

記

	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

ただし、下記工事の請負金

1 工 事 名

2 工事場所

くじ番号			
------	--	--	--

この入札は、豊橋市契約規則第17条の2の談合その他の不正行為に基づき行うものでないことを誓約します。

備考 1 工事以外の場合には、この様式に準じて作成すること。

入札方法変更通知書

年 月 日

様

豊橋市長

下記工事等の入札について、豊橋市電子入札実施要領第 8 条の規定に基づき、電子入札から紙入札へ変更しますので通知します。

記

1. 工事等名

2. 工事等場所

3. 既に送信した電子入札書等について

- (1) 既に送信した電子入札書等はすべて無効とします。
- (2) 既に電子入札書等を送信した方は、改めて書面による入札書等を提出してください。

4. 紙入札に係る事項について

- (1) 入札締切日時 年 月 日
- (2) 持参場所
- (3) その他

様式 3

紙 入 札 参 加 願

年 月 日

豊橋市長

様

住 所

氏 名

[名称及び代表者名]

下記工事等の入札につきまして、下記の理由により電子入札システムを利用した入札参加ができないため、紙入札による参加を承認願います。

記

1. 工事等名 _____

2. 工事等場所 _____

3. 電子入札システムで参加できない理由

- ICカード登録内容変更のため再取得中
- ICカードの破損等のため再取得中
- その他

様式 4

紙入札方式参加（承認・不承認）書

年 月 日

様

豊橋市長

年 月 日付で申請のあった下記の契約案件に係る紙入札方式参加願につ

いては 承認します。
承認しません。

記

1. 工事等名

2. 工事等場所

3. 不承認の理由（不承認の場合のみ）

4. その他 入札書は様式 1 を使用し、くじ番号を忘れずに記入すること。

入 札 書

年 月 日

豊橋市長 様

入札者
住 所

氏 名
[法人の場合は名称及び代表者名]

豊橋市契約規則に基づき、下記のとおり入札します。

記

	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

ただし、下記工事の請負金

1 工 事 名

2 工事場所

くじ番号			
------	--	--	--

この入札は、豊橋市契約規則第17条の2の談合その他の不正行為に基づき行うものでないことを誓約します。

入札書

年 月 日

豊橋市長 様

入札者
住 所

氏 名
[法人の場合は名称及び代表者名]

豊橋市契約規則に基づき、下記のとおり入札します。

記

	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

ただし、下記業務の受託金

1 業 務 名

2 業 務 場 所

くじ番号			
------	--	--	--

この入札は、豊橋市契約規則第17条の2の談合その他の不正行為に基づき行うものでないことを誓約します。

入 札 書

年 月 日

豊橋市長 様

入札者
住 所

氏 名
[法人の場合は名称及び代表者名]

豊橋市契約規則に基づき、下記のとおり入札します。

記

	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

ただし、下記修繕の請負金

1 修 繕 名

2 修繕場所

くじ番号			
------	--	--	--

この入札は、豊橋市契約規則第17条の2の談合その他の不正行為に基づき行うものでないことを誓約します。